

議案第18号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立米子コンベンションセンター）について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立米子コンベンションセンター
- 2 指 定 管 理 者 米子市末広町294番地
公益財団法人とっとりコンベンションビューロー
理事長 長谷川 泰 二
- 3 指 定 の 期 間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 理 由 米子コンベンションセンターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人とっとりコンベンションビューローを指定管理者として指定しようとするものである。